

音更町補助金等交付基準

(目的)

第1条 この訓令は、音更町（以下「町」という。）が支出する補助金等の交付基準を明らかにすることにより、公平性、公正性及び透明性を確保し、もって補助金等の効果的な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において「補助金等」とは、町が公益上必要と認める場合に限り団体又は個人に交付するもので、次に掲げるものをいう。

- (1) 補助金
- (2) 負担金（町が構成員となっていることに基づく義務的負担金は除く。）
- (3) 利子補給金
- (4) 交付金
- (5) 交付金を除くその他相当の反対給付を受けない給付金

2 この訓令において「法令等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 法令
- (2) 北海道（以下「道」という。）又は町が定める条例
- (3) 道又は町の執行機関が定める規則その他の規程

(交付対象者)

第3条 補助金等の交付は、次のいずれかに該当するものに対して行うものとする。

- (1) 補助金等の交付根拠が法令等により定められている団体又は個人
- (2) 住民福祉の向上に寄与し、公益性を有する事業を実施する団体又は個人
- (3) 一定の施策の目的への誘導を図る必要があるとき、当該施策の目的の条件に該当する団体又は個人

(経費区分)

第4条 交付の対象となる経費は、次の各号に掲げるものに区分するものとする。

- (1) 運営費（団体の設立及び運営に当たり、その運営基盤が脆弱なため金銭的援助が必要なものに限る。）
- (2) 事業費（実施する事業に公益性があり、その実施に金銭的援助が必要なものに限る。）

(判断基準)

第5条 町が支出する補助金等は、当該事業実施に当たっての効果性及び適格性の両面において妥当性を判断するものとする。

2 前項の効果性とは、次に掲げるものをいう。この場合において、個人の資産形成につな

がる補助、補助金等の効果が特定の町民に限定される補助又は他に類似性の高い補助がある場合は、これを慎重に判断しなければならない。

- (1) 団体又は個人に対する補助にあつては、町の各種事業計画等に定める施策の目的の達成に結びつき、かつ、町が直接事業等を実施するより効果的であること。
- (2) 特に施設の建設等に対する補助にあつては、当該施設による受益の効果が特定の者に限定することなく、多くの住民に及ぶものであること。ただし、福祉施設等特定の目的を有する施設にあつては、この限りでない。
- (3) 特にイベント等の開催に対する補助にあつては、本町の産業、教育文化及びスポーツの振興に寄与するものであること。
- (4) 特に奨励を目的とする補助にあつては、事業等の実施を促進することが町の施策の目的の達成に不可欠であり、町勢の発展に寄与するものであること。

3 第1項の適格性とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 補助金等の支出根拠が、法令等に基づいていること。
- (2) 補助金等の支出目的及び支出範囲が、日本国憲法第89条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2及び法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和21年法律第24号）第3条の規定に抵触しないこと。
- (3) 団体においては、会計処理を適正に行うとともに、設立目的及び事業内容が補助の目的と整合性がとれていること。この場合において、団体の決算における繰越金が、補助額と対比して妥当であること。

（補助金等交付額の算定等）

第6条 補助金等交付額は、予算の範囲内において補助対象となる経費（以下「対象経費」という。）から事業等の実施に伴う受益者負担金額（以下「特定財源」という。）を差し引くことにより求められた補助基本額に補助金等交付額を算定するために定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額を算定するものとする。ただし、特定財源を差し引くこと又は補助率を定めて交付することが性格上妥当ではない補助金等については、音更町補助金等適正化委員会（以下「委員会」という。）で審査の上、補助金等交付額の算定を行うものとする。

2 対象経費の算定に当たっては、次の各号に掲げるとおり取り扱うものとする。

- (1) 事業実施のための事前の調査研究及び研修に係る経費（以下「調査研究費」という。）は、対象経費としない。
- (2) 前号の規定に関わらず、地場産業の振興のための製品開発及び人材育成に対する補助にあつては、調査研究費を対象経費とすることができる。この場合において、対象経費の算定に当たっては、一定の上限額を設けなければならない。

(3) 研修に係る経費は、研修による効果が多くの音更町民に及ぶものでなければ対象経費としない。

(4) 交際費、慶弔費その他社会通念上公金を財源とすることが不適切な経費は対象経費としない。

(5) 食糧費は、原則対象経費としない。ただし、当該経費が事業と一体不可分である場合等については、委員会で審査の上、対象経費の可否について判断するものとする。

(6) 人件費及び積立金は、委員会で審査の上、対象経費の可否について判断するものとする。

3 第1項の特定財源は、実際の受益者負担金の徴収の有無に関わらず、事業の性格等から特定財源が推定される場合、当該特定財源相当額を控除して補助基本額を算定するものとする。

4 第1項の補助率は、交付の目的、事業効果、財政状況等を勘案して次の各号に掲げる基準により定めるものとする。

(1) 補助金 団体に対しては2分の1以内とし、個人に対しては3分の1以内とする。

(2) 負担金 10分の10以内とする。

(3) 利子補給金 償還利子に対し年5パーセントの利率に相当する額以内とする。

(4) 交付金 10分の10以内とする。

(5) 交付金を除くその他相当の反対給付を受けない給付金 委員会で審査の上、別に定める。

5 前項の規定に関わらず、その設置に関し、法律により定めのある団体の運営費に対する補助率は、委員会で審査の上、別に定めるものとする。

(国、道等の補助を伴う補助金等)

第7条 補助金等において、国、道等の補助を伴うものについては、国、道等の定める補助要綱等の定めによるものとし、当該補助要綱等に定めのない事項については、この基準の定めるところによるものとする。

(評価及び公表)

第8条 補助金等を所管する部局(以下「所管部局」という。)は、委員会が定める期間ごとに補助金等の交付の結果について評価し、委員会に報告するものとする。

2 委員会は、前項の報告を受けたときは、評価を行った上でその内容を公表するものとする。

(交付規程の制定)

第9条 補助金等の交付について、法令その他別に定めがある場合を除き、所管部局において、補助金等の交付基準、補助率、補助金額等を定めた規程(以下「交付規程」とい

う。)を制定するものとする。

2 交付規程の形式は、次の各号に掲げる補助金等の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。ただし、法令等により形式が定められているものにあつては、法令等の定めによるものとする。

(1) 制度として継続性を有し、永年性のもの 規則又は要綱

(2) 国、道等の施策に伴うもの 要綱(ただし、町独自の施策に基づく補助金等を上乗せしないものにあつては、要綱制定の必要はない。)

(3) 制度が期限付きのもの 要綱

(4) 補助対象者を限定するもの 要綱

(補助期間の終期)

第10条 交付規程には、次の各号に掲げる補助金等の区分に応じ、補助期間の終期を定めるものとする。

(1) 単年度で目的を達成することができるもの 1年

(2) 立ち上げを支援するもの 3年以内

(3) 継続して奨励するもの 5年以内

2 前項第3号に規定する補助金等に係る終期が到来したときは、委員会は、補助金等交付の可否について再検討をし、継続又は廃止を決定するものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この訓令は、平成17年10月26日から施行し、平成18年度以後の予算に係る補助金等について適用する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現に交付している補助金等のうち、委員会が別に定める基準に基づき特に認めるもの(第6条第4項及び第5項に規定するものに限る。)については、この訓令の規定に関わらず、平成18年度から平成20年度までの間の予算に係る補助金等に限り、前年度の補助率の範囲内で委員会が別に定める率を用いて補助金等交付額を算定することができる。